

令04原機（環保）006
令和4年4月25日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
重水臨界実験装置に係る廃止措置計画変更届出書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第3項において準用する同法第12条の6第3項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）重水臨界実験装置に係る廃止措置計画の軽微な変更を届け出ます。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 小口 正範
- 工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番

三 試験研究用等原子炉の名称

名 称 重水臨界実験装置

四 変更に係る事項

平成18年10月20日付け18諸文科科第938号をもって認可を受けた後、別紙1のとおり変更認可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）重水臨界実験装置の廃止措置計画書について、代表者の氏名を次のとおり変更する。

（変更前）児玉 敏雄

（変更後）小口 正範

五 変更の理由

新理事長の就任により、代表者の氏名を変更する。

六 変更日

令和4年4月1日

以上

廃止措置計画認可及び変更認可（届出を含む。）の経緯

認可（届出）年月日	認可番号	備 考
平成 18 年 10 月 20 日	18 諸文科科第 938 号	原子炉等規制法の一部を改正する法律（平成 17 年 5 月 20 日法律第 44 号）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく廃止措置計画の認可
平成 27 年 10 月 30 日	原規規発第 1510308 号	固体廃棄物の一時保管場所を保管廃棄施設に変更
令和 3 年 6 月 25 日	原規規発第 2106255 号	新検査制度への移行に伴い、品質マネジメントシステムに係る事項、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書、廃止措置の実施体制に関する説明書の追加等の変更
令和 4 年 3 月 31 日（届出）	—	廃止措置計画の本文十一に記載の廃止措置全体工程について、現在、第 3 段階（原子炉本体等の解体撤去）の終期を令和 4 年度としているが、燃料の搬出に時間を要することから、第 3 段階の終期を令和 15 年度に延長した。